

合同会社 NWE－03インベストメント「(仮称)海南・紀美野風力発電事業環境 影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年2月13日付けで合同会社 NWE－03インベストメントより届出された「(仮称)海南・紀美野風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成30年6月1日
- (2) 和歌山県知事意見 * 平成30年7月17日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第11回)
* 平成30年7月26日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・渡り鳥の調査については、(仮称)海南・紀美野、(仮称)紀の川の2事業を合わせた全体の影響を把握できるように調査地点の配置を検討すること。	・専門家ヒアリングにおいても、当該地域における猛禽類(特にサシバ)の渡りルートについて挙げられていること、2事業が比較的近い距離で東西に位置していることを考慮し、渡り鳥の調査については2事業を含むエリアの渡りルートを把握できるよう、調査地点の配置について検討いたします。
・既存資料の植生図に基づいた調査地点の選定になっているが、現地調査に基づいた植生図を作成することにより調査地点の選定の見直しを行うこと。面積が小規模な植生区分について、調査地点を1～2点のみとせず、定量性が担保できる調査計画を検討すること。	・現地調査を実施する際には、先行して植生調査を実施し、現地調査に基づいた植生図を作成した上で、調査地点の選定の見直しを行います。また、定量性が担保できる調査計画を検討いたします。
・重要な植物群落の図において、周囲に蛇紋岩植生や石灰岩地植生がある。特殊な地質であるため最新の情報や地域の資料をもとにしっかり把握す	・蛇紋岩や石灰岩等については、地質特有の動植物が生息・生育している可能性があることから、地質図の最

ること。	新の情報についても確認し、そういった地質等についても把握した上で現地調査を実施します。
・渡り鳥への影響について調査地点が少なく、視野範囲も南側が把握できていないので、広い範囲を把握するため、その他の調査(一般鳥類の13地点や希少猛禽類の8地点)と同程度の調査地点が必要ではないか。	・ご意見のとおり、当該地域は渡り鳥のルートが特徴的な地域であると認識しております。また、2事業が比較的近い距離で東西に位置していることも考慮し、渡り鳥の調査については2事業を含む当該地域のエリアの渡りルートを把握できるよう、調査地点の配置等について検討いたします。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、和歌山県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。